

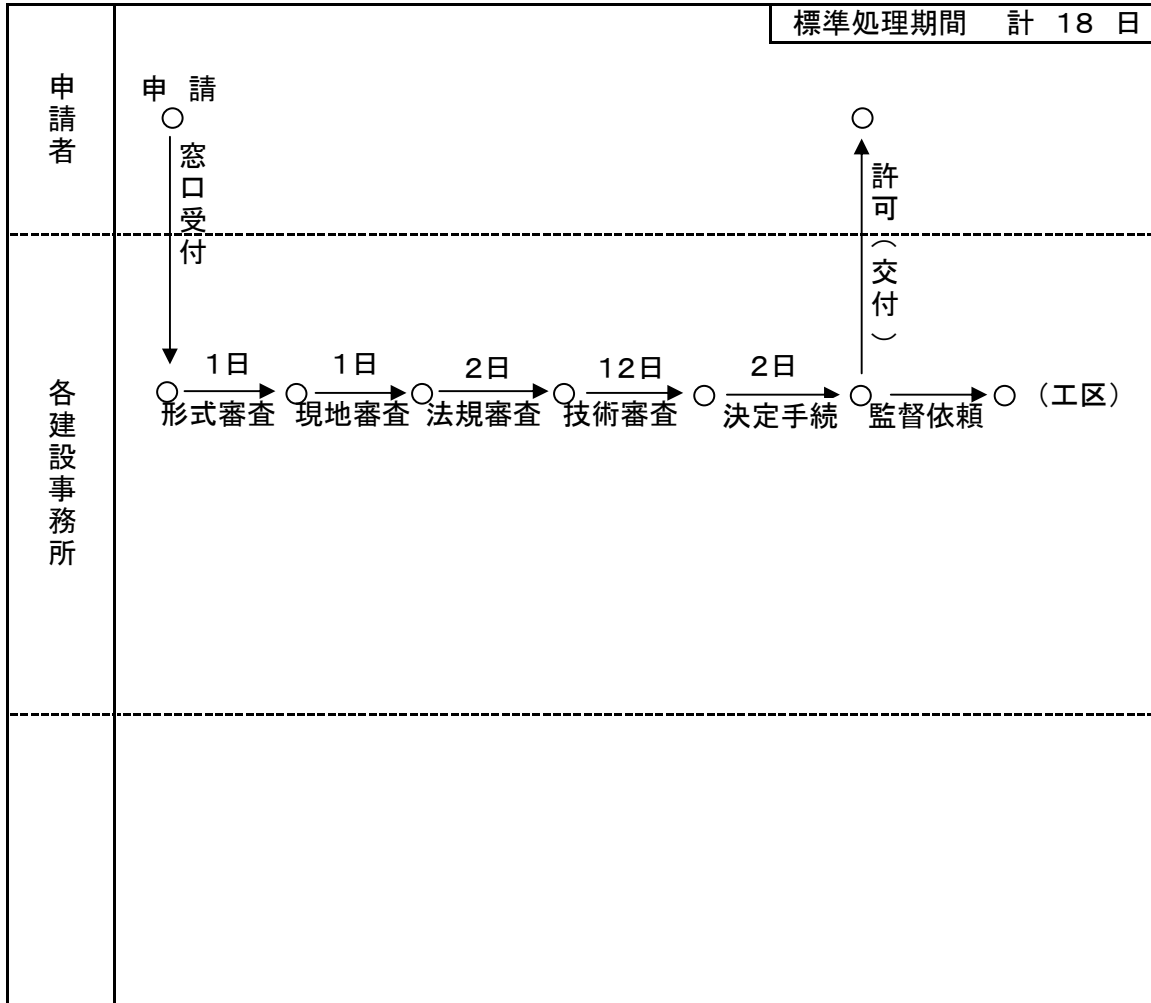
事務処理フロー図

事務名 道路占用許可(所長委任規則に係るもの)

《事務処理フロー図》

作成部署 建設局道路管理部監察指導課占用指導係 電話40-475

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載もれがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	現地調査	現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
3	法規審査	申請書の内容について、道路法及び東京都道路占用規則等を満たしているかどうかを審査します。
4	技術審査	建設事務所補修課において、技術的な面から適正な施工が行われるか審査します。
5	決定手続	許可の可否について、事務所長又は管理課長が決定します。
6	許可	申請書の申出を許可します。